

財団法人 C.W.ニコル・アファンの森財団 寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人 C.W.ニコル・アファンの森財団（以下「財団」という）という。

(事務所)

第2条 財団の事務所は、長野県上水内郡信濃町大字大井 43 番地 2 に置く。

(目的)

第3条 財団は、アファンの森を中心とした森林保全活動を通じ、森林の持つ本来の役割についての認識を深めるとともに、あらゆる生物が生息できる健全な森林の保護育成活動や人間と自然の共生のモデルケースである里山の研究、復元に取り組み、長野の自然の役割について普及啓発し、地域の自然共生型社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 財団は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 森林や里山の保全育成活動
- (2) 自然環境の復元に関する実践活動
- (3) 森林や里山の生態系及び自然環境の復元に関する調査研究活動
- (4) 生態系に関する調査や保全活動を担う人材の育成事業
- (5) 自然保護のための放置林の買上げ及び保全活動
- (6) 自然との共生及び森林文化の普及啓発活動
- (7) 自然共生型社会システムに関する調査研究活動
- (8) 前号までに掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認める事業

第2章 役員、評議員、顧問及び事務局

(役員の種別及び定数)

第5条 財団に次の役員を置く。

理事 8人以上 15人以内

監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長とし、1人を専務理事とし、1人を常務理事とする。

(役員の職務)

- 第6条 理事は、理事会を組織し、財団の業務の執行を決定する。
- 2 理事長は、財団を統轄し、財団を代表する。
 - 3 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき及び理事長と財団の利益が相反するときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
 - 4 常務理事は、常務を処理する。
 - 5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員の選任)

- 第7条 理事及び監事は、評議員会において選任する。
- 2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。
 - 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。
 - 4 理事のいずれか1人とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
 - 5 監事は、相互に親族その他特別な関係にある者であってはならない。

(役員の任期)

- 第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員のため就任した役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 役員の任期が満了した場合又は役員が辞任した場合に、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

(役員の解任)

- 第9条 役員が財団の名誉を傷つけ、又は財団の目的に反する行為をしたときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事総数及び評議員総数の4分の3以上の同意によりこれを解任することができる。この場合においては、解任の議決を行う理事会及び評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬等)

- 第10条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができます。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(評議員)

- 第11条 財団に評議員を置く。
- 2 評議員の定数は、10人以上18人以内とし、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
 - 3 評議員は、評議員会を組織し、重要な事項について理事長の諮問に応じ、審議し、助言する。
 - 4 評議員は、役員と兼ねることができない。
 - 5 評議員のいずれか1人とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員総数の3分の1を超えてはならない
 - 6 第8条の規定は、評議員について準用する。

(顧問)

- 第12条 財団に顧問若干名を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会及び評議員会の推薦により、理事長が委嘱する。
 - 3 顧問は、特定の重要な事項について、理事長の諮問に応ずる。
 - 4 顧問のいずれか1人とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、顧問総数の3分の1を超えてはならない。

(賛助会員)

- 第13条 財団の目的に賛同し、その発展を助長しようとする個人又は団体を賛助会員とする。
- 2 賛助会費の納入その他賛助会員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

- 第14条 財団の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置き、理事長が任免する。
 - 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第3章 会議

(会議の種類)

- 第15条 会議は、理事会及び評議員会の2種類とする。

(会議の招集)

第16条 会議は、理事長がこれを招集する。

- 2 理事の5分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。
- 3 会議は、少なくとも期日の5日前までに会議の日時及び場所並びに会議で審議すべき事項を示して、招集しなければならない。

(開会の定足数)

第17条 会議は、その会議を構成する理事又は評議員の過半数の出席がなければこれを開会することができない。

(会議の議長)

第18条 理事会の議長は、理事長をもってこれに充てる。

- 2 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員の中から理事長がこれを指名する。

(議決)

第19条 会議の議事は、その会議を構成する理事又は評議員で、その会議に出席したもののが過半数の同意をもってこれを決する。

- 2 可否同数のときは、議長がこれを決定する。

(欠席者の表決)

第20条 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項についてのみ、書面をもって表決し、又は他の理事に表決を委任することができる。この場合は出席したものとみなす。

- 2 前項の規定は、評議員会に準用する。

(書面による表決)

第21条 理事長は、簡易な事項又は急施を要する事項については、書面を送付して賛否を求め、理事会又は評議員会に代えることができる。

(理事会の権能)

第22条 理事会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、諸規程の制定及び改廃その他の重要な事項を議決する。

(評議員会の権能)

第23条 評議員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 事業計画

- (2) 収支予算
- (3) 前2号に掲げるもののほか、理事長の付議した事項

(議事録)

第24条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなくてはならない。

- (1) 開会の日時及び場所
 - (2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、出席理事のうちから選出された2人以上の理事が記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定は、評議員会の議事について準用する。

第4章 資産及び会計

(資産の構成)

第25条 財団の資産は、次の各号に掲げるもので構成する。

- (1) 設立当初の財産目録記載の財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 贊助会費収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の種類)

第26条 財団の資産は、これを基本財産及び運用財産の2種類に分ける。

2 基本財産は、次の各号により構成し、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事総数の3分の2以上の同意を経、かつ、長野県知事の認可を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産の元本以外の財産で構成する。

(資産の管理)

第27条 財団の資産は、理事長がこれを管理し、その方法は理事会の議決により定める。

2 資産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な銀行等に預け入れ、信託会社に信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換えて、保管するものとする。

(経費の支弁)

第28条 財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第29条 財団の事業計画及び収支予算は、年度開始前に理事会の承認を受けなければならぬ。

(暫定予算)

第30条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第31条 財団の事業報告及び収支決算は、年度終了後3月以内に、正味財産増減計算書並に年度末現在の貸借対照表及び財産目録とともに、監事の監査を経て、理事会の承認を受けなければならない。

(長期借入金)

第32条 財団が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の同意を経、かつ、長野県知事の承認を得なければならない。

(特別会計)

第33条 財団は、収益事業を行うため又はその他の理由により必要があるときは、特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第34条 財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第34条 この寄附行為は、理事会において理事総数の3分の2以上の同意を経、かつ、長野県知事の認可を得て、これを変更することができる。

(解散)

第35条 財団は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事総数の4分の3以上の同意を経、かつ、長野県知事の認可を得たときは解散する。

(残余財産の処分)

第36条 財団の解散の場合の残余財産は、理事会において理事総数の4分の3以上の同意を経、かつ、長野県知事の許可を得て、民法第34条の規定により設立された公益法人で財團と類似の目的を持つ他の法人団体へ寄附するものとする。

第6章 補則

(設立当初の役員)

第37条 財団の設立当初の理事及び監事は、別紙役員名簿に掲げる者とし、その任期は平成16年6月30日までとする。

(設立当初の事業計画及び収支予算)

第39条 財団の設立当初の事業計画及び収支予算は、設立者の定めるところによる。

(設立当初の会計年度)

第40条 財団の設立当初の会計年度は、設立の日から平成15年3月31日までとする。

(施行細則)

第41条 この寄附行為の施行について必要な細則は、理事会の議決により、理事長が定める。